

# 立入調査に機動性

## 整備局長判断 業法規則の改正準備

国土交通省が、大臣許可業者の支店に対し、その地域を管轄する地方整備局などが立ち入り調査できるよう検討していることが分かった。現行は、本店所在地を管轄する地方整備局などが支店に立ち入り調査を実施しているものの、建設業者に対する取り締まり強化の一環として、機動的に立ち入り調査ができるようにする。

大臣許可業者に対する、本店所在地を管轄する立ち入り調査は、国土交通省の地方整備局が実施して、通大臣の権限委任による。制度上は、大臣の

命令で本省、支店所在地とも立ち入り調査が可能で、より機動的に立ち入りを管轄する地方整備局に、だが、地方整備局長の判断入り調査ができるよう建

設業法施行規則を改める2月末時点で約900件見通した。となっている。

国土交通省は、昨年4月1日付で各地方整備局などに建設業法令遵守推進本部を設置し、関連情報収集のために「駆け込みホットライン」も開設した。1年間の立ち入り調査実施回数については、従来400件から1000件に大幅に増やすことを打ち出し、その回数は、2月末時点で約900件となっている。

支店所在地を管轄する地方整備局が立ち入り調査できるようになれば、駆け込みホットラインに寄せられた情報に対し、速やかな対応が可能となる。ただ、立ち入り調査をするか否かの判断が地方整備局長に委ねられるため、一定のルールについても検討する。